

産業建設常任委員会記録

令和 6 年 6 月 1 4 日

【開催日】 令和6年6月14日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時15分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

経済部長	桶谷一博	経済部次長兼商工労働課長	田尾忠久
商工労働課主幹兼商工労働係長事務取扱い	中村扶実子	商工労働課企業立地推進室主任	久保弘明

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係書記	末岡直樹
----	-----	-------	------

【審査内容】

- 議案第48号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時 開会

藤岡修美委員長 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましてはお手元に示してあるとおりです。議案第48号山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

田尾経済部次長兼商工労働課長 おはようございます。それでは、議案第48号山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、概要を御説明します。お手元の資料に沿って説明させていただきます。まず1の概要ですが、この条例は、産業の振興と雇用の拡大を目的として「山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除または不均一課税に関する条例」を平成28年10月に制定し、市内で新設又は増設した資産について固定資産税の課税免除または不均一課税を実施しています。次に、2の経緯です。国（内閣府）において、地方創生の一環として、東京一極集中を緩和し、地方の雇用確保を図るために、東京から地方への本社機能の移転や地方にある本社機能を拡充する事業者に対して税制面で優遇するため地域再生法が改正されました。この改正を受け、山口県が、内閣府より地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受け、本市においても、この計画に基づき条例を制定したものでございます。このたび、国がさらに本社機能の移転等を促進するため地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令を改正し、特例措置の2年間延長を行いました。これに伴い、本市も条例改正するものです。次に3の特例措置ですが、この制度には、移転型と拡充型の2種類あります。移転型は東京23区からの本社機能の移転が対象となります。拡充型は地方にある本社機能の強化となります。移転型の方が特例措置は手厚くなっています。特例措置には、国税の課税の特例や、地方税の課税免除または不均一課税などがあります。市では固定資産税の課税免除または不均一課税を行っており、3年間の適用となります。この特例措置の申請につきましては、事業者が山口県に事業計画を提出し、山口県に認定を受ける必要があります。認定を受けた事業者が市に固定資産税の課税免除または不均一課税の申請を行うことになります。次に4の今回の法改正を受けて市の条例改正の内容ですが、法の適用期限が令和6年3月31日までから令和8年3月31日までに延長されたことに伴い、条例についても山口県から認定を受ける期間を令和6年3月31日までから

令和8年3月31日までに変更いたします。最後に裏面を御覧ください。参考ですが、税率は、通常の税額は固定資産の課税標準額に標準税率1.4%を掛けたものとなります。特例措置によって税率を、移転型については1年目課税免除、2年目0.35%、3年目0.7%、拡充型については1年目0.01%、2年目0.35%、3年目0.7%としています。なお、不均一課税を実施した地方自治体に対しては、減収分について地方交付税による補填措置があります。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めるたいと思います。

中村博行委員 延長ということで、いいことではあると思います。これまでの実績を教えていただきたいと思います。

久保商工労働課企業立地推進室主任 実績としては市内では2件、県から認定を受けているのが2件となっております。

中村博行委員 それは、移転型、拡充型、どちらになりますか。

久保商工労働課企業立地推進室主任 2件はどちらも拡充型となっております。

矢田松夫委員 今ここで企業名は明らかにできんのよね。2年延長したその結果、条例制定の経緯もありますように、どのように雇用拡大と人口が増えてきたのかという結果は出ているんですか。

久保商工労働課企業立地推進室主任 先ほど2件あると言いましたが、1件は県外から研究棟をこちらで建てていただいております。その際に、研究員の方もこちらに来ていただいておりますので一定の成果はあると考えております。2件目については、本社機能の拡充ということで企業が事

務所を今新たに造っている最中でございます。なので、今後、事務所が建設された際には雇用や成果等が出てくるのではないかと考えております。

中島好人委員 議案説明に令和6年3月31日までに整備計画の認定を受けた事業者が対象となっていますよね。この対象というのは、さっきの2件になるんですかね。3月31日までに整備計画を出した事業者は何件ですか。

久保商工労働課企業立地推進室主任 令和6年3月31日までというのは、県から認定を受けた、受ける日といいますか、その期間となっております。先ほど話した2件は既に認定を受けておりますので対象となっております。今後、新たに投資された際に県が認定を行うんですが、新たに認定する事業者を認定するために今回、令和8年までということで期間を延ばしております。

中島好人委員 もう1点ね。令和8年までこれが延長されたということなんですかけれども、この見込みっていうのは、どう考えていますか。

久保商工労働課企業立地推進室主任 現在の見込みというのではないですが、昨年度、企業で投資があった件で該当になりそうだということで、山口県と一緒に説明に行った件もあります。実際そこは今回、認定はされなかったんですが、今後、企業が投資する際にこの制度が使えるようにということになってくるかと思います。

福田勝政委員 勉強不足ですみません。山陽小野田市地方活力向上地域というのはどの部分ですか。工業団地の件だと思うんですけど、そこを詳しくお願いします。

久保商工労働課企業立地推進室主任 地方活力向上地域とは、山口県が計画を

つくって国に提出して計画認定を受けているんですが、山口県で地域を指定して、地方活力向上地域ということで定められております。実際、市内ではイメージとしては企業団地がある地域であるとか、工業が集積している地域については指定されております。

恒松恵子副委員長 この事業計画を例えば、市内企業が受けたいと言わされた場合、市としてどのようなサポートや支援をしていかれるんでしょうか。

久保商工労働課企業立地推進室主任 今回、こちらの計画認定は山口県が行うこととなっております。山口県庁の企業立地推進課が認定しております。市からも職員を派遣しており、一緒に企業誘致の活動を行っております。一緒に訪問等して作成の支援、計画策定の支援と指導を行っているところでございます。

恒松恵子副委員長 拡充型の質問が多かったんですが、移転型に対してお尋ねします。国の方針として企業の本社機能移転などの加速化を図るとございます。今までも企業誘致などなさっていたと思うんですけども、市としては本社機能移転ができるような企業誘致のためにどのように働きかけていかれるのか、お伺いします。

久保商工労働課企業立地推進室主任 山陽小野田市の強みとしては、山口東京理科大学等がありますので、研究棟といった分野に関しての利点があると考えております。企業におかれましては、東京や大阪に本社がある企業も多いので、そちらのほうに投げかけといいますか、働きかけを行っていきたいと思っております。しかしながら、山口県とも連携しておりますので、山口県でも誘致活動は行っていただいているところでございます。

田尾経済部次長兼商工労働課長 今、久保が申しましたように、本市は東京事務所を持っておりませんので、山口県の東京事務所の御協力を得て活動

してまいります。

中島好人委員　山口県が計画するといつても、先ほど山口東京理科大学の関係も言わされましたけども、こういうのがあるからといって、本市が積極的に県に進言していくという方向は持っておられるんですか。

久保商工労働課企業立地推進室主任　先ほどお話しした山口県庁に職員も派遣しております、そちらとは連携を特に密に取っておりますので、こちらの思いは県もしっかり認識していただいていると思っております。

藤岡修美委員長　よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第48号山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長　全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。以上で委員会を終わります。

午前9時15分　散会

令和6年（2024年）6月14日

産業建設常任委員長　藤岡修美